

業務説明資料

1 件名

横浜市ウェブサイト再構築コンサルティング業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 横浜市政策経営・国際戦略局広報・プロモーション戦略課
- (2) その他委託者の指定する場所（受託者社内も含む。）

4 業務の背景・目的

委託者の現行ウェブサイトは、2018年度に実施した再構築から一定期間が経過し、災害時における事業継続性の確保、外部サービス（他システム・他サイト）とのAPI連携への対応、運用保守やサーバーOS更新に係るコストの最適化など、中長期的な視点で対応すべき課題が生じています。また、近年は生成AIの普及をはじめ、ウェブサイトを取り巻く環境が大きく変化しています。さらに、現行システムは2028年度にサーバーOSの更新時期を迎えることから、本市では、CMSの刷新、クラウド環境への移行によって、本市ウェブサイトの規模や運用実態に適したシステム基盤への再構築を実施します。

このため、令和9年度から令和10年度にかけて、ウェブコンテンツを管理するシステム（Contents Management System。以下「CMS」という。）を新たなCMSへ更新するとともに、現行のオンプレミス環境からクラウド環境への移行を実施し、ウェブサイト全体の機能及び構造の再構築を行います。これにより、セキュリティ及び可用性の向上、運用負荷の軽減、外部サービスとの連携強化並びに利用者の利便性向上を図り、持続可能なウェブサイト運営基盤を整備します。なお、新たな環境での運用開始は令和11年3月を予定しています。

本業務は、ウェブサイト再構築を円滑かつ効果的に行うため、本市の課題や運用実態を踏まえた要件定義を行うとともに、システム調達仕様書を作成することを目的として実施するものです。

5 業務概要

- (1) 情報提供依頼（RFI）結果の分析及び課題の抽出

委託者が令和8年6月に行った、「横浜市ウェブサイト再構築に向けた情報提供依頼（RFI）」（詳細は「10 参考」に記載のウェブサイト参照）に関する各種検討結果を分析し、再構築を進めるにあたって、委託者が留意しておくべき主要な課題を抽出すること。（主な成果物「①課題報告書」）

(2) 要件定義書の作成

本市の課題や運用実態を踏まえた最適なウェブサイトについて、委託者との協議により方針を整理し、要件の最終化を行うこと。

また、上記を実現するために必要なウェブサイトに関わる機能要件、非機能要件、構築環境要件、移行要件、運用保守要件及び CMS 導入に関わる要件を委託者と共に検討し、要件の整理作業を行い、取りまとめること。(主な成果物「②ウェブサイト要件定義資料」)

(3) 調達準備作業の実施

(1)～(2)の結果を踏まえ、委託者が適切に調達を行えるよう、再構築業務の調達に用いる調達仕様書、提案書作成要領、評価項目及び評価基準を作成すること。

なお、調達仕様書案等の作成支援は、委託者と綿密に調整しながら進めること。

(主な成果物「③調達仕様書」「④提案書作成要領」「⑤評価項目及び評価基準」)

(4) プロジェクト管理

本業務を遂行するにあたり、業務実施計画書を作成し、適切な進捗管理、課題管理等を実施すること。プロジェクト管理上の課題が発生した場合には、速やかに対策を講じること。(主な成果物「⑥業務実施計画書」)

(5) システム開発全般に関する助言・提言

システム開発全般に関する事項について、システム構築後の運用・保守や改修を見据えた上で、専門的な知識や経験に基づく助言・提言を行うこと。

助言・提言については、業務の進捗状況や検討課題を踏まえ、本業務の遂行に必要な頻度で定例会議を開催し、その場で行うこと。

なお、委託者からメールや電話で別途要請があった際は、臨時の会議を速やかに行う。定例会実施後には、議事録を作成し、提出すること。(主な成果物「⑦会議資料及び議事録」)

6 成果物

(1) 納品様式

成果物は、Microsoft Word、Excel、又は PowerPoint もしくは Adobe PDF のいずれかを用いてデータとして納品すること。

(2) 納品期限

受託者は、年度の最終営業日までに納品すること。なお、その他、プロジェクト活動中に作成した成果物があれば併せて納品すること。

項番	対象物名称	提出方法	納品期限
①	課題報告書	Eメール	適時
②	ウェブサイト要件定義資料	Eメール	適時
③	調達仕様書	Eメール	契約期間終了時
④	提案書作成要領	Eメール	契約期間終了時
⑤	評価項目及び評価基準	Eメール	契約期間終了時

⑥	業務実施計画書	Eメール	プロジェクト開始から1週間を目安
⑦	会議資料及び議事録	Eメール	打合せ実施日から起算して1週間以内

(3) 成果物の取扱い

ア 成果物の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。委託者の許可なく成果物を公表することや、第三者へ提供することを禁ずる。

イ 成果物が原案となっているものは、委託者が受理した後に内部で検討を実施し、最終決定を行うため、本業務の成果物とその後の委託者の決定内容に相違が生じる場合がある。

(4) 著作権

成果物の著作権については、「委託契約約款」第5条及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」第13条に定める内容に従うこと。疑義がある場合には委託者と協議し、双方合意の上で納品を行うこと。

7 適応文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

8 業務価格

業務価格は、14,960千円（税込み）を限度とする。

9 その他

- (1) 受託者は、業務の進捗状況について、委託者に適宜報告すること。
- (2) 受託者は、調達の公平性を確保する目的から、本業務の受託者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の親密な利害関係を有する事業者をいう。以下同じ。）は、当課で今後予定している市ウェブサイト再構築業務委託に参加できないものとする。
- (3) 受託者は、各機器・ソフトウェアの設定情報等、業務の実施過程で知り得た情報については、別紙の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。また、データについては、委託者の許可無く持ち出してはならない。
- (4) 業務中の事故等（人身事故を含む。）については、委託者に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。

10 参考

横浜市ウェブサイト再構築に向けた情報提供依頼（R F I）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/RFI/seisaku/0604webrfi.html>